三朝町令和５年台風７号に係るがけ地等復旧事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、三朝町令和５年台風７号に係る三朝町がけ地等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、令和５年台風７号災害(以下「台風７号」という。)により崩落したがけ地等の復旧に要する経費の一部を補助することにより、町民の生命及び財産の保護を図り、安全で安心して生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　がけ地　勾配が30度を超え、かつ、高さが概ね３メートル以上の急傾斜地をいう。

(２)　人工がけ地　切土、盛土又は擁壁若しくは石垣の設置により、人工的に形成された斜面地をいう。

(３)　がけ地等　がけ地又は人工がけ地をいう。

(４)　住家等　台風７号の発生時に現に居住の用に供していた住宅及び現に事業の用に供していた建物をいう。ただし、営利を目的とする不動産事業の用に供する宅地を除く。

(５)　復旧工事　次に掲げる工事をいう。

ア　台風７号により崩落したがけ地等による被害の拡大を防止するために行う土砂、倒木等の障害物の除去その他の応急的な措置に係る工事

イ　台風７号により崩落したがけ地等の復旧及び崩落防止のための措置に係る工事

（本補助金の交付）

第４条　町は、第２条の目的を達成するため、復旧工事を行うがけ地等の所有者、管理者又は占有者に対し、本補助金を交付する。

２　本補助金の交付の対象となる復旧工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(１)　台風７号により被災したがけ地等の復旧工事であること。

(２)　住家等に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲（住家等からの水平距離ががけ地等の高さに1.5を乗じて得た長さの範囲をいう。）内にあるがけ地等（対象となるがけ地の被災部分の復旧に必要な部分に限る。以下「補助対象部分」という。）の復旧工事であること。

(３)　補助対象部分を含む復旧工事が令和６年３月31日までに完了すること。

３　本補助金の交付は、台風７号に係る復旧工事に対し１回限りとする。

４　第１項の規定にかかわらず、復旧工事に要する経費について同種の補助金の交付を受けている場合は、本補助金を交付しないものとする。

５　所有者等が自身で復旧工事を行った場合の人件費については、交付対象としない。

（本補助金の額）

第５条　本補助金の額は、補助対象部分の復旧工事に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に３分の２を乗じて得た額に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度として予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第６条　本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第５条の申請書を令和６年２月10日までに町長に提出しなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、三朝町令和５年台風７号に係る三朝町がけ地等復旧事業補助金事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書（以下「様式第１号」という。）によるものとする。

３　規則第５条第３号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

(１)　位置図

(２)　対象となるがけ地等の状況が分かる写真

(３)　復旧工事の契約書又は見積書の写し

(４)　補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）

(５)　被災宅地の土地の所有者が分かる書類

(６)　誓約書（様式第２号）

(７)　同意書（様式第３号。管理者又は占有者が申請する場合に限る。)

（交付決定の時期等）

第７条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

（着手届）

第８条　規則第11条第３号の町長が別に定める場合は、同条第１号又は第２号に該当する場合以外の全ての場合とする。

（実績報告の時期等）

第９条　規則第17条第１項に規定する報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(１)　規則第17条第１項第１号又は第２号の場合　復旧工事の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日

(２)　規則第17条第１項第３号の場合　復旧工事の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月10日

２　規則第17条第１項の報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３　実績報告書に添付すべき規則第17条第２項の町長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(１)　完了後の復旧工事の概要を示す写真

(２)　復旧工事に要した経費の領収書の写し

(３)　補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）

（概算払）

第10条　町は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、概算払をする日の属する年度内に実績報告書の提出が確実にされると見込まれる場合に限る。

（維持管理）

第11条　復旧工事完了後の法面、擁壁等の維持管理は、所有者が適正に行うものとする。

（雑則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、令和５年10月４日から施行する。

（本補助金の交付の特例）

２　町長は、この要綱の施行の日までに復旧工事に着手し、又は既に復旧工事を完了しているがけ地等の所有者、管理者又は占有者がある場合で、当該復旧工事が第４条第２項の復旧工事に該当するものであると確認できるときは、この要綱の相当規定に準じて当該所有者、管理者又は占有者に対し補助金を交付することができる。

様式第１号（第６条、第９条関係）

三朝町令和５年台風７号に係るがけ地等復旧事業補助金　事業計画（報告）書及び収支予算

（決算）書

１　事業計画（報告）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 復旧工事の住所（場所） |  |
| 事業完了（予定）年月日 | 年　　月　　日 |

２　事業収支予算（決算）

(１)　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額（決算額） | 備　考 |
| 自己財源 | 円 |  |
| 町補助金 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
| 合　計 | 円 |  |

(２)　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 予算額（決算額） | 備　考 |
| 復旧工事費 | 円 | 補助対象経費以外も含む。 |
| 合　計 | 円 |  |

（３）町補助金予算（計算）書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 復旧工事費 |  | 円 | 補助対象経費以外も含む。 |
| 補助対象部分の復旧工事費 |  | 円 |  |
| 算定基準額（補助対象経費） |  | 円 |  |
| 町補助金額（③×２/３） |  | 円 | 1,000円未満切捨て  上限額　100万円 |

様式第２号（第６条関係）

誓　約　書

私は、三朝町令和５年台風７号に係るがけ地等復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付申請をするに当たり、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）及び本補助金交付要綱（令和５年三朝町告示第　号）の規定を遵守するとともに、次のことについて誓約します。

なお、これらに違反し、又は相違のあった場合には、本補助金の交付決定が取り消され、本補助金を返還することについて一切異議を申し立てません。

１　私が行う復旧工事は、住家等の安全性を回復するために行う工事に相違ありません。

２　私は、復旧工事を行うに当たり、隣接土地所有者等による紛争等が発生した場合は、自ら問題の解決に当たります。

３　提出書類等に記載の事項は、事実に相違ありません。記載の事項に変更のあった場合は、速やかに申し出ます。

４　復旧工事に要する経費について、同種の補助金交付は受けていません。

５　私は、提出を求められた書類等を速やかに提出します。

６　私は、復旧工事を行うに当たり、法令等を遵守し、適切かつ安全に、近隣住民との関係に十分配慮して実施します。

　　　年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名

様式第３号（第６条関係）

同　意　書

申請者が管理し、又は占有するがけ地又は人工がけ地は、令和５年台風７号発生時に現に居住の用に供していた住家等に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲内にあり、必要な復旧工事の取扱いについては、所有者である私との合意により、申請者が行うことについて事実と相違ありません。

また、三朝町令和５年台風７号に係るがけ地等復旧事業補助金交付要綱（令和５年三朝町告示第　号）の補助金の交付が申請者へ行われることについて同意します。

復旧工事の住所（場所）

（宛先）

三朝町長

　　　年　　月　　日

申請者（管理者又は占有者）

住　所

氏　名

被災宅地の所有者

住　所

氏　名